

新 城 市 議 会

総 合 政 策 特 別 委 員 会

平成26年12月15日（月曜日）

総合政策特別委員会

日時 平成26年12月15日（月曜日） 午後1時30分開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 総務部、企画部、市民福祉部、建設部、産業・立地部
第210号議案

「質疑・討論・採決」

出席委員（16名）

| | | | | | | | |
|-----|------|-------|------|-------|------|------|--|
| 委員長 | 菊地勝昭 | 副委員長 | 山崎祐一 | | | | |
| 委員 | 浅尾洋平 | 柴田賢治郎 | 打桐厚史 | 小野田直美 | 村田康助 | 山口洋一 | |
| | 下江洋行 | 白井倫啓 | 長田共永 | 鈴木達雄 | 滝川健司 | 中西宏彰 | |
| | 鈴木眞澄 | 加藤芳夫 | | | | | |
| 議長 | 夏目勝吾 | | | | | | |

欠席委員 なし

説明のために出席した者

総務部、企画部、市民福祉部、建設部、産業・立地部の副課長職以上の職員

事務局出席者

| | | | |
|--------|------|---------|------|
| 議会事務局長 | 村田道博 | 議会事務局次長 | 中島 勝 |
| 議事調査課長 | 伊田成行 | 書記 | 今野千加 |

開 会 午後 1 時30分

○菊地勝昭委員長 ただいまから総合政策特別委員会を開会します。

本日の本会議において、本委員会に付託されました第210号議案 東三河広域連合の設置について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第210号議案 東三河広域連合の設置を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 第17条の経費の関係で、負担金についてはまず構成市町村の人口割等いろいろ示されておりますけども、(2)にある国及び県の支出金という項目がありますけども、これはどういった部分で、どういった根拠で、どのように支出金が出てくるのか、その辺について説明をお願いします。

○菊地勝昭委員長 辻村企画部副部長。

○辻村要治企画部副部長 ただいま御質問がございました国及び県の支出金につきましては、消費生活相談等に係る地方消費者行政活性化基金、これが県のほうから受けられるということで、そういう国や県からの負担金や補助金等を想定してこちらのほうに載せております。

〔「それだけ」と呼ぶ者あり〕

○辻村要治企画部副部長 今のところは。

○菊地勝昭委員長 ほかに質疑はありませんか。

白井委員。

○白井倫啓委員 広域連合そもそもの質疑になりますが、市内説明会を行ったということで、本会議でも一般質問の中で説明責任を果たしているという結論を聞きましたが、参加者はわずか317名だったんですね。有権者は4万人ほどいると思いますので、わずか1%しか直接説明会を聞いてないんですが、これ

で説明責任を果たしたと言えるのか再度確認させていただきたいと思います。

○菊地勝昭委員長 林企画課長。

○林 治雄企画課長 一般質問のほうでもお答えさせていただきましたが、市内11カ所、317名の参加者、また、広報ほのか等にも掲載等々しておりまして、周知に努めたと思っております。こういった活動により市民への説明責任は果たしていると考えております。

○菊地勝昭委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 説明責任を果たしたという結論を再度確認させていただきました。そうしますと、この説明会では多くの方たちが疑問も解消し、皆さん広域連合へ進むことに対して不安を解消したと。それで帰られたという理解をしたいとは思いますが、説明会でどのような声が出たのか、不安はどのような声が出たのか、納得した声はあったのかお伺いしたいと思います。

○菊地勝昭委員長 林企画課長。

○林 治雄企画課長 説明会ではいろんな御質問がございました。例えば、広域連合を選んだ理由ですとか、あと広域連合の他の事例を教えてほしいですとか、組織についてですとか、職員は減るのかどうなのかというような質問がございました。それに対して御回答いたしまして、また、ホームページ等に説明会等でいただきました御意見につきましては掲載させていただいております。ホームページでございまして市民の皆様が見ることができるという形になっております。説明会におきましては御理解いただけたと判断しております。

○菊地勝昭委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 今回、進め方を見まして、先ほどの本会議での一般質問の答弁の中に、主体的とか権限移譲とか非常に耳ざわりがいい言葉ばかりが並べられて説明されているんです。今、説明会についても皆さん納得していただいたというような認識を示されるわけ

なんですが、流れを見ていきますと、言うこととかなり実態が違っているというように認識せざるを得ないんです。主体的、みずから考え、みずから実行するということが求められているということを強調しながら、実は広域連合は地下で行政主導で議論が進められ、結論が持たれ、首長同士では合意書を取り交わし、その後説明をしていく。本会議でも質問の中で言いましたけども、自分も説明会に参加して何にも疑問は解消されずに終わってると言うんです。メリット、デメリットもまともに示されない状況の中で、最後に部長がまとめたのは、まずは器をつくります。器をつくった上で、今後よりよくするために考えましようということだったと思うんです。結局、主体的に考えるというのは誰が主体的に考えるかという主語がなくなってしまうんです。市民が主体的に考えるという、これを当然やるべきなのに、流れは市民はなかなか出てこない。説明会をやったという事実は積み重ねたという経過を見ていきますと、今回の東三河広域連合というのは、実際に市民が判断してるといふ部分がほとんどないと考えますが、その点について市民がどのように主体的に広域連合の議論に参加したのか、具体的にいつ、どういう場所で市民が主体的に判断したのかお伺いしたいと思います。

○菊地勝昭委員長 辻村企画部副部長。

○辻村要治企画部副部長 ただいまの御質問なんですが、先ほども申し上げたとおり、我々は住民説明会のほうを行ってまいりました。今までも情報提供を議会も含め、市民の皆様にご説明のほうをしてまいりました。我々の立場としましては、二元代表制としまして議会の議員方の御承認をいただくことで、先ほどのとおり説明責任を果たしてきたと考えておりますのでお願いします。

○菊地勝昭委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 行政の到達点が見事に出るといふ答弁だったかというふうに思います。

二元代表制だから私たちは知りませんという、簡単に言えばそのような答弁だったと思うんですが、役所、職員の立場でも市民の気持ちはどこにあるのか、市民は何を求めているのか、市民は何に困っているのかということも当然考えるべきなんです。それがあって市民との協働は成り立つはずなんですよね。私が質問しました主体的に市民が判断した場所は具体的にどこなのかというふうに質問しました。市の職員としても自分の職務の中でやりました。だから、あとは議会に投げましたと。これを聞いたのではなくて、主体的に市民がどこでどのように東三河広域連合の是非を含めて、どのような事業に入っていくかを含めて議論に参加したのか具体的に教えていただきたいと質問しました。具体的にお答えください。

○菊地勝昭委員長 林企画課長。

○林 治雄企画課長 済みません、先ほども説明させていただきましたが、私どもは住民説明会、広報ほのか等の周知等々で皆様にお知らせすることで、市民の方がそこで触れることによりまして参加していただいたと判断しております。

○菊地勝昭委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 具体的には何も答えられないと思うんです。現実には新城市民の皆さんは主体的に東三河広域連合にかかわったことはほとんどないと思うんです。二元代表制とも先ほど言われましたが、議会としてじゃあ広域連合に対して是か非か、この議論を詰めたことだってないんです。新城市民にしてみればほとんどわからない。結論だけ押しつけられているというような結果だと思うんです。人口減少が大変だというその大変さは市民の皆さんはわかるものですから、東三河広域連合になれば何とか生きていけるかなというような期待を描くかと思うんですが、先ほどの本会議の中の質疑の中で、人口減少に歯どめがかかるか何うというような浅尾委員の質疑

に対して、歯どめがかかるとは思っていないと。将来的には事業が出てくれば歯どめがかかるかもしれないというような御答弁だったと思うんですが、夢が描けないんです、この広域連合には。現実問題として市民の皆さんは人口減少に非常に危機感を持った。特に消滅可能性都市ということが言われて、そこに非常に心配して行政は言いますよね。広域連合にして広域で見なければ介護保険は心配ないですよ。ほんとに心配ないかどうかさえわからない。ここの説明を聞いたときに、メリットはほんとにどこにあるんだと具体的に示してくれと言って、それは示されてないんです。介護保険がほんとに広域連合になるから大丈夫なんて保証は誰もできない。誰もできないところに入って行くのに、市民の責任は何も求めない。これでほんとにいいのかと。この広域連合のやり方というのは、結局これまで広域合併を進めてきた権限移譲があるから、お金がおりてくるからみんな幸せになれるという、この失敗をもう一回繰り返すという可能性があると思えてならないんです。広域連合の議論、非常に中途半端過ぎると思いますが、反省すべき点、これまでの議論の中で市民に対して、あるいは議会に対して反省すべき点があったかどうか。ないというのか、もう十分説明したというのか、あったかどうかお伺いしたいと思います。

○菊地勝昭委員長 林企画課長。

○林 治雄企画課長 お答えさせていただきます。広域連合に関します情報につきましては、随時議員さんの皆様方にも委員会等で資料提供させていただいたり、御説明させていただいたと思っております。また、住民の方におきましても、11会場の説明会、広報でのPR等々で説明させていただいておりますので、特に反省すべき点はないと思っております。

○菊地勝昭委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 落ち度がないということ

明確に答えられるというところに非常に心配します。自治基本条例、これのかなめというのは情報提供だとは思いますが、先ほども十分情報提供したということなんですが、情報提供は第一弾ですよ。ほんとに大事なのは、情報提供した上で、市民がみずからその情報を考えて実行に移すというのがかなめだと思っているんですが、今回は情報提供をしたことで説明責任は全て終わったと言っていますが、自治基本条例のかなめは私は違ってると思うんです。その情報提供によって市民がどのように議論を深めたのか、実行に移そうとしているのか、実際に不安を取り除くために何をしなければならぬかというような議論を始めたのかだと思えます。情報提供はしました、それでは市民の中から具体的にどのような声が上がっているのか、不安の声はなくなったのか、説明会その後について市民の皆さんの声を聞く機会を設けているのか、つかんでいるのかお伺いしたいと思います。

○菊地勝昭委員長 林企画課長。

○林 治雄企画課長 説明会をさせていただきまして、その後につきましては、説明会でも御説明等が足りない場合には出前講座をさせていただきますというようなことを申し上げております。実際には出前講座等につきましては、住民の方からは一度お問い合わせはありましたが、実際にはありませんでした。そういったことで足りないところにつきましては、再度説明させていただきますというように言わせていただいております。その辺は解決していると思っております。

○菊地勝昭委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 その後、説明会の後、市民の皆さんの不安の声等、何らかの形で収集するという事はなかったかどうかお伺いします。

○菊地勝昭委員長 林企画課長。

○林 治雄企画課長 その後の収集については特に行っておりませんが、先ほども申し上げ

げさせていただきましたが、説明会での質問等、御意見等につきましては、ホームページ等に掲載させていただきました、皆さんに周知させていただいたところで公表させていただいていると思っております。

○菊地勝昭委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 メリットについてお伺いしたいと思います。介護保険のメリットが非常に大きいという数字が出ています。それでは、メリットは確かにあるんですが、当然デメリットも残ってくると思うんです。介護保険を広域化することによって出てくるデメリット、具体的な数字で示していただきたいと思えます。

○菊地勝昭委員長 岩田市民福祉部副部長兼長寿課長。

○岩田直幸市民福祉部副部長兼長寿課長 デメリットということでございますけども、今後、これで準備室から今度は事務室ができるわけでございますけども、デメリットがないようにというところで話をしていくということで、現在デメリットということで数字の把握はしていないという状況です。できるだけデメリットがないようにしていこうということで、部会のほうも開いていくということでございます。

○菊地勝昭委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 詭弁ですよ。メリット、デメリットを示して、市民はどちらを選ぶかというようなことが大事だと思うんです。おいしい話ばかりあるわけがないんです。人口減少時代に入って、新都市の存続自体が危うくなっているんです。だから、広域連合に入っていくという決断をせざるを得ないということ市は説明しているわけです。しかし、デメリットがないわけがないんです。デメリットがないように何とかなるもんだったら、広域連合に入らずに頑張ればいいんじゃないですか。

それでは、具体的にもう少し聞きたいと思

いますが、メリットとして10年間で6億円だったか金額的にも浮いてくると、浮いてくるというか節約されるということだったんですが、10年間のその6億円幾らかのメリットがあつて、10年後、介護保険料はどの程度を試算したのか。逆に、広域連合に入らなかった10年後、どのように介護保険が変わっていくのか、その試算結果をお伺いしたいと思います。

○菊地勝昭委員長 岩田市民福祉部副部長兼長寿課長。

○岩田直幸市民福祉部副部長兼長寿課長 現在、介護保険の事業計画の見直しというんですか、3年間の策定をしている中で、今後の10年後の2025年を目指して包括ケアということで、それから32年の数値もこれは国のほうで示した計算上のというところで給付費の見込みを立てるということでございますけども、その中で、国のほうの制度がころころ変わっておりまして、その都度数値を入れかえておりますので、広域後の金額というものは、まだその数値はちょっと出せないという、まだすり合わせしてない状況ですけども、今、その収集をするというところで、つい先だっただけですけども、広域連合の8市町村で数値を持ち寄ってというところで話は進んでおりますけども、まだそこところの日程調整ができてないという状況です。ただ、それも国のほうのワークシートというところでございますので、今後そのとおりにっていくかというのは話はまた変わってくるわけでございますけども、今回制度が大幅に変わっておりますので、またその途中にも制度の大幅な改正ということがございます。そうすると、その都度また金額のほうも変わってくる可能性は十分あるというふうに思っております。

○菊地勝昭委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 ほんとうに見切り発車ですよ。どこに向かっていくかわからないまま今広域連合の議論がここまで来てしまったんで

すよね。8市町村がデータを持ち寄るとい
のはまだ決まっていないといっても、もう今
回規約が認められてしまえば、もうこれで議
論は終わりなんですよね。メリット、デメリ
ットというのは事業を始めるに当たって民間
会社であれば当然やるんです、メリットばか
りないんで。やることによって、当然リスク
はあるわけですよね。そのリスクがわかった
上で判断せざるを得ないことというのは当然
のことなんです。今回、メリットばかり言っ
てるんです。デメリットはないように議論し
ていきます、協力してデメリットがないよう
にしましょうねとやるんですが、デメリット
がないようにするというのは、我慢しながら
デメリットを感じないように自分たちが不満
を飲み込むしかないという状況にならざるを
得ないというような心配をするわけです。だ
から、広域連合に入るということを否定する
わけではないんですが、余りにもずさんな計
画だと思っただけなんです。デメリットが示
せないような計画があること自体がまずおか
しいんです。国の制度はいろいろ変わります
。変わりますけど、メリットとして6億
円ぐらいのメリットが出てくるという試算を
しているわけです。高齢者がどの程度ふえ
ていくかということもわかるわけです。当然
、国の制度が変わるとしても、大きな仕組
み、誰が何割、どういうふう負担していく
かというのはわかるわけですから、介護保
険が幾らぐらいになるかという、その比較
というのは当然できると思うんです。それ
がないということがまずおかしいというふう
に思うんです。

○菊地勝昭委員長 請井市民福祉部長。

○請井洋一市民福祉部長 まず、先ほどの
この10年、介護保険の関係で削減が予測、
推計させている6億円強の金額につきましては、
管理業務、それからシステム関係の部分で
の削減見込みということですので、その点、
介護給付費については見込みに入っていない
ということで、まずここについては確認させて

いただきたいと思います。

それと、先ほど白井委員からお話があり
ましたデメリットの部分ですけれども、確か
にメリットに対応するデメリットという考
え方はないわけではございませんが、前
回の部会でも御説明申し上げましたよ
うに、新城市の今の介護保険における利
用者の手続等は現行の窓口、それから手
続をベースにして、それを不利益とい
うか、サービスが低下しないことを前
提に、これから広域の関係での事務の
すり合わせをしていくということは前
回も申し上げましたし、これからも
その形で事務の調整をしていくとい
うことには変わりはありません。

それから、介護保険の保険料については、
先ほど長寿課長のほうから説明させて
いただきましたように、10年後の2025
年のいわゆる団塊の世代が75歳に到達
するタイミングを見据えた介護の必要
量、サービスの必要量を把握した上で、
それぞれ各市町村で次の6期の介護保
険料の推計を今ちょうどまきにしてい
るという状況でございますので、この作
業については、多分、年明けでない
と新城市もちょっと間に合いませんし、
各市町村とも同様の状況で進んでい
ると思います。これについては保険料
でございますので、また、3月の議
会に改めて御提案させていただく内容
になりますが、いましばらく時間がか
かりますので、この点についてはそう
いった状況であるということを御承知
おきいただきたいと思ひます。

ということで済みません、ちょっとデ
メリットという考え方とは若干異なる
形でございますが、そういった形で今
予定しておりますので、この点でござ
います。

○菊地勝昭委員長 ほかに誰か意見
ありますか。

なければ白井委員。

○白井倫啓委員 これまでの議員
との説明会での説明だということで
再度言われていたん

ですが、サービスが変わらないようにしていく、これがわからないんです。広域になって効率化されて、新城で6億円のメリットが出てくる。新城においてメリットが6億円出るということは、当然人員配置なのか何らかの形で合理化しない限りはメリットは出てこないと思うんです。それを今のサービスを維持しながら6億円の合理化ができるという、その具体的な数字が見えないんです。職員を減らすというのは明確にしていますよね。全体として現在の職員数は減ってくるということは明確に数字としても出されてると思うんです。職員は減るけどサービスは低下しない、今までのいろんな説明等についても不自由をかけないということだと思っただけですが、そこが理解できない。6億円のメリットは何なのか、具体的に人件費がこれだけ下がるからこういうメリットがあるのか。

システムを統合するというのがありましたけども、システム統合は毎年毎年するわけじゃなかったですね。システム統合について6億円のメリットが新城市に出るとは思えないんです。6億円のメリットがどこにあるのか、この数字を示してくれということを以前も質問したことがあったと思うんですが。

〔「それは、この間聞いたでしょう。

執行部がちゃんと説明してるじゃないですか、その件については。

ちゃんと理解して・・・』と呼ぶ者あり〕

○白井倫啓委員 委員長に言って、委員長に。

〔「あなたに言ってる」と呼ぶ者あり〕

○白井倫啓委員 僕に言うのはルール違反だから・・・。

ということを知りたいんです。

○菊地勝昭委員長 村田委員。

○村田康助委員 白井委員の質問については、前回の委員会でもメリットというか、数式でちゃんと執行部が答えてるんだから、それを

理解した中で質問していただきたいと思っただけです。

○菊地勝昭委員長 請井市民福祉部長。

○請井洋一市民福祉部長 今、前回のお話を先ほどもさせていただきましたけれども、6億円の件につきましては前回御説明したとおり、あくまで25の予算をベースにした豊橋市の体制を基礎とした推計でございますので、それにつきましては、先ほどお話しさせていただいたとおり、人件費、それからシステムの関係の経費の見込み額であるということがまず1つ。

それから、個々の各市町村での人の張りつけ、それから個々の管理事務費を含めた総務関係費のところの個々の積算を具体の予算からはじいたものではないと。あくまで豊橋市のベースで考えたものであるということを、これをまず再度確認させていただきます。これ以上のところの推計についてはしておりませんので御了解いただきたいと思っただけです。

もう1点、先ほどのサービスの件ですけれども、前回も委員からいろんなお話をいただきましたけれども、サービスを提供する資源については、東三河の中でも偏在しているという状況がございますので、新城市の中でも当然十分な事業者がない部分、地域もございまして、そういったところの資源に基づくサービスの提供というところは、またこれから保険料の関係も含めてお話しさせていただくということなんですけれども、先ほどちょっと説明が不十分で申しわけございませんが、介護保険を利用させていただく際の手続、窓口の確保であるとか御相談、そういったところは、当然今の形を維持した上で、この広域連合での事務の準備に入っていくということでございますので、その点、繰り返しの説明をさせていただきます。

○菊地勝昭委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 以前、説明を聞きまして、豊橋市をベース、これが、まず前提がおかし

いというふうには思ってるんです。豊橋市の人口密度と奥三河の人口密度はどうかと。職員はどのような形で動かざるを得なくなるのか。単純に豊橋市をベースにしてるといふ、そもそもそこがおかしいということは指摘させていただきたいと思います。

それと、もとの住民自治という点からちょっと質問したいと思いますが、先ほどの本会議の質疑に対しての御答弁の中で、介護保険は支える側の減少という言葉がありました。確かに減っていくんです。減っていくんですが、合併して10年近くなるわけですが、新市の総合計画の中で人口も推計しました。人口を推計して、ほぼその線に今乗ってます。この計画で企画部長は計画は順調に進んでいくと御答弁されました。順調に進んでいるというのは、順調に人口減少が進んでいるんですね。あのとき人口減少のこの予測は、何もしなければこの人口減少になるという説明がありました。何もしなければこの人口減少の表のとおりになりますという説明ということであれば、明らかに順調に進んでないんですね、今。人口減少があるから支える側が減少するというので、既にもう新城市は自立の道を諦めかけてるんです。支える側が本当に減るのか、支える側をどうやってふやすのか、それを市民と具体的に議論する場所は広域連合の中でもなかったと思います。広域連合に入って、決定権を豊橋市に持っていかれる部分が出てきて、持っていかれるというか、多数が向こうですから、どちらかといえば新城から奥の声は届きにくくなるのはもうこれは否定しようがないんです。そこへ入っていくというのは、片山さんがシンポジウムに来られたことがあります、自治の点で心配だと。大きくなれば自治は弱まるということも言われました。この広域連合は余りにも急ぎ過ぎて、自治という議論がないというように思います。あくまでも何もしなければ減っていくという前提の中で議論が進んできたんですが、

みずから人口を維持する、あるいはふやすという議論をした上で、広域連合の議論を再度市民とすべきだということにも考えますが、そのような議論はされたことはありませんでしょうか。

○菊地勝昭委員長 竹下企画部長。

○竹下喜英企画部長 御質問の確認をさせていただきます。今まで一般質問等で御答弁させていただきましたように、来年度、人口減少に対する総合戦略をさせていただくというふうにお答えしました。その上で、広域連合の議論をしろというふうには今は質問されたというふうには私は思っているんですけども、それでよろしいでしょうか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○竹下喜英企画部長 広域連合でやるのは6つの共同処理と、これからどうやっていくかというのを検討する部分、新しい広域連携をどうやってやっていくか、それから権限移譲の事業をどうやって受けていくかというのを検討するという2点、全部で3点の事業をやっていくということで御説明させていただいております。自治を議論するということは、自治は合併するわけではございませんので、新城市は新城市の自治があります。ただ、一部6事業については一緒にやりましょうということで取り組んでいくということでございますので御理解いただきたいのと、それから、広域連合で取り組まなければならない事業について、これから研究、検討しましょうということでございますので、当然、この広域連合で取り組む部分については、広域連合で議論するわけでございますが、その前提には、当然この新城市での議論を踏まえて、これは広域連合でやっていきたいと思いますという前提があつての議論だと思いますので、自治は新城市にあるというふうには考えております。

○菊地勝昭委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 自治の認識が違っているということかなとは思っています。自治というのが

広域連合を進めるためにどうしようというのは自治じゃないと思ってるんです。広域連合でやるかどうかも含めて選択を市民にしてもらおう、これが自治だと思うんです。だから何回も言ってますが、上から広域連合でないとこの地域はもうだめですよという結論をもって市民に議論を求めても無理なんです。市民に判断する権利も何も与えない状態で、広域連合で介護保険をやりましょう、まず6事業です。900事業ありましたが、それを絞って60事業に絞りました。しかし、当面は6事業です。誰が決めたんですか、行政ですよ。これは、市民が判断したことは一度もないです。議会も判断したことないです、結論しかないんですから。そこがおかしくないかと言ってるんです。ですから、自治ということの本気で考えるのであれば、広域連合なんか白紙に戻して、新城市、これからの行く末を市民の皆さんに判断してもらった上で広域連合という選択肢も当然示す。広域連合をしないという選択であれば、こういうような困難があるけど、こういうようなメリットもあるんだということを示すというのが自治だと言ってるんです。ですから、今回の広域連合の流れは、まるっきり従来型ですよ。上から結論だけ押しつけてるというやり方なんで、再度これは考え直す必要があるというふうに思いますがどうですかということを先ほどは質問しました。

○菊地勝昭委員長 竹下企画部長。

○竹下喜英企画部長 繰り返しになりますが、行政側、市側から御提案して、今回議案という形で上程させていただいております。上程を決定されるのは市民の代表者、二元代表者である、市民の代表者である議員の皆様だというふうに認識しておりますので、市民の皆様様の判断がされるものというふうに理解しております。

○菊地勝昭委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 そうしますと、自治という

観点からも問題ないと、今回の広域連合は。広域連合で数年に及ぶ議論をしてきたと。それは、あくまでも市民を抜きにした形で各長がやってきたかもしれません。しかし、市民がそこに関与することはほとんどありませんでした。情報提供は言ったら垂れ流し状態であったと。それを市民がどう捉えるかは、それは市民の勝手な判断にお任せしますという状態に来て、合意がされたその結果として説明会が行われ、もう4月にあったわけですから、6カ月後にはもうこれで広域連合に入っていくというその流れです。私から見れば、この中にはまるっきり住民自治はないというふうに思っています。これに全然問題はないということで現時点でも行政は判断し、提案してるという理解でよろしいでしょうか。

○菊地勝昭委員長 きょうの210号議案は、東三河広域連合の設置ということが議案になっております。私も途中からでしたので、まだ十分に広域連合のことは理解していないところもありますが、ワーキンググループの中ではいろんなことを詰めてきて、設置したらまず東三河広域連合議会、議員を選んで議会をつくり、その議会の中でまだ決めてない細かいこととかいろいろと議論しながら、デメリットという言葉はどうかと思いますが、少しでもそういう面が少なくなるようにしていこうという、まだスタート時点で踏ん切るか踏ん切らないかということだと私はそういうふうに思っておるんですが、ほかの委員さんの意見も聞きたいと思しますので、どうでしょうか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 私も本会議で質疑もさせていただいて、今、白井委員の質疑も聞いた上なんですけど、まず初めに、広域連合は6事業だけでやっていくと。自治は保たれて、合併じゃないというように当局のほうは今おっしゃったんですが、私のイメージが異なっていたらちょっと指摘してほしいんですが、広

域連合で権限移譲も一緒にされるということなので、これが今後60事業に広がっていく可能性がありますよね。その中で、これが今6事業だけど、60事業ずつ、これが権限移譲も含めて広域連合にどんどん吸い上げられてやっていくということになりますと、新城市という自治体の名前は残るんですけど、結局中身を開いてみると、新城市の権限は全部ほとんど60事業は広域連合で話をされて、また議決権もそっちに、議会も広域連合で話をされるというふうなことで、結局自治体の名前は残るけれど、中身は合併と一緒にするような意味合いになるイメージになってしまうんですけど、私は。そこら辺はどうなんでしょうか。

○菊地勝昭委員長 辻村企画部副部長。

○辻村要治企画部副部長 今のお話ですが、権限移譲につきましても、広域連合でその8市町村全てがメリットがあるという同意が研究で得られない限りは、まずはそこでやりましょうという話はなりません。仮に、その連合の中で事務が決まった場合は、当然、基礎自治体のほうに規約の変更ということで議決を求めることになりますので、そちらの基礎自治体のほうにも十分話をさせていただくということになりますので、そういった心配はないと考えております。

○菊地勝昭委員長 下江委員。

○下江洋行委員 この東三河広域連合規約の設置目的といいますか、もっと言えば、東三河広域連合の理念とか精神とか、こういったものがこの規約の前文のところで文書化されるのかなというふうに思っていたんですが、そのあたりのことは準備室のほうで御検討されなかったんでしょうか。

○菊地勝昭委員長 辻村企画部副部長。

○辻村要治企画部副部長 前回、8市町村長で合意書を交わしたと。合意書ではなくて設立趣意書、正式には設立趣意書です。設立趣意書というのは、今、委員が言われたみたい

な前書きみたいな、要は後から広域連合がどういう趣旨で設立したかというのがわかるようにするためにつくった中身となっておりますので、合意書ということではありませんので、当初、そちらを規約の前文に入れるかどうかという検討もさせていただきましたが、最終的に趣意書という形で、規約とは別に定めるということにさせていただいておりますのでお願いします。

○菊地勝昭委員長 ほかに意見はないでしょうか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 広域連合が何で必要かということで、設立趣意書を8市町村でやったということなんですけど、そもそも論で、市民の声から出たこれはアイデアというか意見なのかということで白井委員がおっしゃいましたけど、当局は、特にその件には明確に具体的な日付を言われなかったものですからちょっと疑問に思ったんですが、そもそも、平成19年からスタートして始まった東三河広域協議会ということをきょうの本会議で意見があったんですが、その原点になるその話し合いの議事録が未公開でしかだめだというふうに当局が言われたんですが、やはり議決権をここで、12月議会で私たちに市民の同意として私たちに責任を持ってもらうというふうな話の流れですので、やはり原点になる協議会の議事録はやっぱり公開にしていだけないと、やはり誰の意見でこれが出たのか、また市民の意見でそれが出たのか、いつごろそういった話が持ち上がったのか、そういった議事録を読ませていただかないと、やはり私たちが議決権を持つ以上、説明責任もありますので、なぜ非公開なのかちょっと伺いたいと思います。

○菊地勝昭委員長 林企画課長。

○林 治雄企画課長 本会議質問のほうでもお答えさせていただきましたが、平成19年度に協議会ができて、あと平成23年7月に

は東三河広域体制連携事業検討会を設置し、その後、報告書等を報告させていただいております。そのプロセスについては、ホームページ等にも公開しているところがございます。その報告書につきましては、東三河広域体制推進事業検討会最終報告書ということで、平成25年3月に報告させていただいております。

あと公開につきましては、この副市町村会議、役員会議の議事録につきましては、意思形成過程情報であると同時に、事務の適正な随行に支障を及ぼすおそれのある情報であるため非公開扱いとさせていただいておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○菊地勝昭委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 そういうことで、事務に支障が出るので非公開にさせていただくとやられてしまうと、やはりそこでメリット、デメリットという部分で、やはりデメリットの部分や、そういった8市町村ではメリットが出なければなりませんというように言いますが、やはりそういったブラックボックスというか、皆さんは税金でこういった会議もされているものですから、なぜ非公開にすることが常駐化されるのがちょっと私には理解できませんし、やっぱりそういった見たい資料が出てない上で、議決を私たちに迫るといことになりますと、やはりそれは難しい問題など。一議員としてですけど、私自身は思っております。やはりこれは全て公開するようにしてほしいと思っております。

あともう1つ、この広域連合をやれば主体的権限移譲だとか自立が出る、あとは地域力がふえる、あと独自性を担保できるというふうに当局はおっしゃいましたけど、そこで、なぜ広域連合について、やはり自治体のあり方の大きなフレームが変わっていく問題なものですから、新都市で住民投票で問うことができないのかなというふうに思っています。本会議の質疑では、市長の権限はないので住民投票は問えないという説明だったんですが、

やはり主体的、自立、地域力、独自性というようなことを広域連合でうたっているんだったら、やはり主体的な、民主的なルールである住民投票を行うルールというのは一理あるかと思いますが、この整合性はどうか考えるか伺います。

○菊地勝昭委員長 竹下企画部長。

○竹下喜英企画部長 住民投票条例のよしあしについて、ここで答えすることはできませんので御遠慮させていただきます。

○菊地勝昭委員長 ほかに御意見は。白井委員。

○白井倫啓委員 確認ですが、設立趣意書というのは何を言っているのでしょうか。

〔「8市町村の合意書」と呼ぶ者あり〕

○菊地勝昭委員長 林企画課長。

○林 治雄企画課長 4月になりますが、議員への定例報告会等でも御報告させていただきましたが、東三河広域連合（仮称）設立に向けた合意書、4月23日付のものでございます。

○菊地勝昭委員長 ほかに御意見ないでしょうか。

白井委員。

○白井倫啓委員 委員長、ちょっと確認ですが、この合意書というのは、そのものを議員に配ってもらったんですか。

○菊地勝昭委員長 林企画課長。

○林 治雄企画課長 4月23日の定例報告会だったかと思っております。そのときに、4月23日に記者発表するという御報告させていただいていると思っております。

○菊地勝昭委員長 ほかに。

白井委員。

○白井倫啓委員 そのときにも質問させてもらったんですが、これは事前に議会には話はなかったですね。結果として合意をしますということの説明だったと思っておりますが、確認させてください。

○菊地勝昭委員長 林企画課長。

○林 治雄企画課長 はい、そのとおりでございます。

○菊地勝昭委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 東三河広域連合とは非常に仕組みとして大きなものですね。簡単にはい、わかりましたということで済むものではないのに、そのときも言ったかもしれませんが、広域連合の設立に向け、事前に議会に相談も何もなかったという点について、議会に対して説明責任を果たしたのか。二元代表制という言葉も先ほど出しましたが、二元代表制の一角が知らないまま合意が取り交わされるということ、これは異常事態だと認識しませんでしたか。

○菊地勝昭委員長 林企画課長。

○林 治雄企画課長 合意書は4月23日に交わしましたが、昨年におきまして6月、9月と特別部会のほうに広域連合の設立に向けた状況等の報告はさせていただいております。その後、昨年ですが、11月13日には改選後の新任議員勉強会におきましても広域連合の設立につきまして御説明を行っているところでございます。

○菊地勝昭委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 今、確認したのは合意をする前段階。議会にいついつに合意をすると、今、町村レベルでは合意の方向に動いているけど、このような内容で合意が取り交わされるということを事前に確認しなかったということだったですね。結果を説明したということだったので、それは二元代表制の一角である議会に対して説明責任を果たしたと言えないのではないかとお聞きしました。どうお考えでしょうか。

○菊地勝昭委員長 竹下企画部長。

○竹下喜英企画部長 そのとき市長もお答えさせていただいたと思うんですけども、これは、市長権限でやらせていただいたというふうにたしかお答えしたと思います。これは、合意書といっても、あくまでも趣意書、こう

した意味で一層早く広域連合の設立に向けて一層の加速をするために、こうした合意書をすることによって趣意を確認し、今回の議案の上程をさせていただくための一層の理解を得られるようにするために、そうした文書が出されたというふうに認識しております。

○菊地勝昭委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 白井委員がこだわりますので1回確認しますが、26年4月に8市町村の合意書が定例会で報告されました。それ以前、平成25年11月、我々改選前の、要するに前の任期の議会に対して、どれだけの説明があったのかなかったのか。我々はやってきたつもりでありますし、議論してきましたし、説明も受けてきましたし、新春シンポジウムとか8市町村の対談とかいろんところで議論しているし、愛知大学のシンポジウムにも参加させていただいて質問もさせていただいて議論してきましたけども、平成25年11月の改選前にどういった説明が議会にあったかという、そこら辺の記録はありますか。要するに白井委員が議員になる前にはどういう説明を議会に出してやって議論が行われていたか、あるいは一般質問でどういう——一般質問で私もした覚えがありますし、単なる合併じゃなくてそういったことの意義とか目的、デメリットも全てそのときに議論してやりとりしておるはずで。

○菊地勝昭委員長 林企画課長。

○林 治雄企画課長 ちょっとはっきりした記憶はないんですが、広域連合につきましては、平成24年12月に全員協議会に御説明のほうをして、広域連携体制についての御説明のほうをさせていただいております。その後、議会等の一般質問については細かいところはとっておりませんが、25年3月議会におきまして一般質問があったりですとか、あと先ほども言いましたが、25年6月7日は臨時報告会ということで、東三河広域連合についての取り組み等々、御説明させていただいており

ます。その後、6月14日には総合政策特別委員会の部会ということで、パンフレット作成についての御意見等、要望等をお聞きしております。その後、6月議会にも御質問をいただいておりますし、9月26日に総合政策特別委員会部会ということで、東三河広域連合につきまして、連合の必要性、連合が実施することで期待される効果等につきまして御説明させていただいております。

以上です。

○菊地勝昭委員長 ほかに。

滝川委員。

○滝川健司委員 25年の改選前には市民に対しては何かアクションしましたか。

○菊地勝昭委員長 林企画課長。

○林 治雄企画課長 25年には代表区長会のほうには東三河広域連合につきましての御説明をさせていただいております、パンフレットを作成し、全戸ではないですが、配布等はしております。

○菊地勝昭委員長 ほかに質疑はないでしょうか。

質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

ここで一言おわびをしておきます。

先ほど、私、委員長として司会をしながら、司会者らしくない発言をしましたので、大変申しわけないと思っております。それは皆さんの気持ちの中から取り消しておいてください。

それでは、これより討論を行います。

討論ありませんか。

白井委員。

○白井倫啓委員 210号議案に反対の立場で討論しますが、きょうの質疑の中でも、結局新城市は住民自治、自治基本条例をつくったまちとして、それを一方では自慢をしながら、実は住民自治とは相入れない東三河広域連合の議論を進めているわけですね。先ほどの質疑の中でも、改選前に市民に対して説明会を

したことがないんですね。代表区長会に話をしたということがありますように、市民に対して説明責任を十分果たさないままに広域連合が進んでしまったというこの1点をとっても、広域連合に住みみずから主体的にかかわり、主体的に行動を起こすということを市民に求める機会もつくらなかった。これでは絵に描いた餅になる可能性が非常に高いと。東三河広域連合というのは、誰かにすがって生きていくというまちづくりにはしたくありませんので、広域連合の議論に入る前に、市民がみずからこのまちをどのようにしていくか、その方向を議論した上で次の手として広域連合というものが有り得るという考えですから、今回、広域連合規約に対しての反対をしたいと思います。

以上です。

○菊地勝昭委員長 ほかに討論はありませんか。

村田委員。

○村田康助委員 それでは、賛成の立場から討論させていただきます。

新城、奥三河は人口減少ですし、限界集落という状況下にあると思います。少子高齢化を迎えており、市町村において、単独で事業を恒久的に維持するという事は困難とされます。そのような中で、共通課題についてIT、インフォメーションテクノロジーやイノベーション、技術革新等による事務の効率的な実施をやっていただき、持続可能な地域社会を構築することができるというふうを考えております。自立力を強化し、主体的に運営發揮することを我々は望むところでございます。ともに助け合う共助の精神で、広域連合に賛成の立場で意見を申させていただきます。よろしく願います。

○菊地勝昭委員長 ほかに討論ありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 私は210号議案の東三河広域連合の設置について、反対の立場で討論い

たしたいと思います。

先ほどの議論の中でもありましたとおり、自分の中には3つほど問題があるのではないかなと思っております。

それは、まず民主主義の問題ということと、2つ目には東三河広域連合の中身が具体的にまだ決まっていないこと。3つ目には自治体の公共サービスがさらに市民から遠ざかる危険性があるのではないかということをおもっております。

質疑の議論の中で、市長さんも言いましたが、この広域連合が新城の人口減少をとめるためではないということを明言されましたし、また、これまでの協議会からの議事録を見させてほしいと言いましたが、事務のいろいろな理由がありまして非公開とするということもありますし、まだ議論し足りないところがあります。そして、これをやれば行政の合理化、そしてお金がかからないというふうに言いますが、根本的にやはり消滅可能性都市の問題を新城市も奥三河も抱えております。そうした根本的な人口減少、消滅してしまうというふうな人口減をとめる手だてができていない中で、合理化の広域連合が進めば、結局人口が少なくなっていく、新たな合併に進む可能性があると考えます。やはり8市町村にかかわる大きな問題ですので、議会の議決だけで決めるのではやっぱり民主的ではないと思っております。

2つ目には先ほども言ったように、中身がまだよくわからないところがあります。例えば、介護保険での職員が新城市ではふえるのか減るのかもまだ決定していませんし、またお金がこれから6億円ぐらいカットできると言いますが、そのデータも豊橋市のデータをもとにしているため、新城市のデータをもとにしていないのでそういった基礎データを見ても利益があるのかなのか議会では決められないと思っております。

3つ目には窓口は減らないと言いますが、

豊橋市を中心に今回事務局を置くということですので、やはり詳しい専門家とか専門の職員は豊橋に行かなければなかなか情報はとれないということもありまして、やはり総合的に考えれば広域連合は新城を豊かに守る、発展させる、とにかく人口をとめるという政策ではなく、やはり新たな合併の下地になるのではないかというようなことを思い、以上の3点の視点から反対いたします。

以上です。

○菊地勝昭委員長 ほかに討論はありませんか。

山崎委員。

○山崎祐一委員 議案210号、東三河広域連合の設置について、賛成の立場で討論いたします。

東三河8市町村全てが人口減少基調となり、とりわけ新城、奥三河4市町村は、少子高齢化が急速に進行しております。ことし5月に日本創生会議から4市町村とも消滅可能性都市にリストアップされました。このような社会情勢の変化に対応するためには、地方分権の一層の推進と行政の効率的な運用が不可欠です。豊川流域で構成される東三河の一体化を目指し、これまで以上に8市町村間の特徴を尊重しつつ、連携、つまり広域連携を強化して広域連合に高める必要があります。広域連合は、構成市町村それぞれの特徴を生かしつつ、共通の行政課題に対して一体となって取り組み、効果を生み出していく行政手法、仕組みの1つです。具体的に、東三河広域連合の処理する事務は、広域市町村の事務とともに1つの住民サービスを形成するものであり、広域連合により窓口が閉ざされることはなく、市民からの意見や相談も市町村の窓口で受け付けていきます。また、こうしたことについて、広域連合議会はもとより、市町村議会でも議論できます。仮に、1つの事務をふやそうとする場合、規約の変更が必要となり、広域連合長の一存ではできません。市町

村の協議とともに、市町村議会の議決を経た上で、県知事の認可を得て行う仕組みになっております。これまでの市当局の説明や、東三河広域連合設立に向けた協議の中で、市民の利便性を損なうことなく、効率性のよい住民のサービスを期待できること、また、その取り組みに対してその都度チェックしていける仕組みを確認することができました。また、広域連合の設置について、これまでの周知活動や市民説明会の開催、議会での議論等を通して、市民の理解も一定進んでいること、さらに今後のスケジュールについても具体的に示されており、納得できたところであります。ことし4月、8市町村が一堂に会し、広域連携が必要だとの共通認識に達し、特別地方公共団体である東三河広域連合の設立に合意したとおりです。ただいま〇〇〇〇〇の浅尾委員、〇〇〇〇〇〇の白井委員から市民への周知度がなされていない、住民の声が届きにくくなるなどを理由に反対討論がありました。この市町村合意を受けて、東三河の〇〇〇議員全員で東三河広域連合に反対する旨を意志決定し、新聞発表しております。初めに反対ありきです。地方自治に対する考え方が根本的に異なります。東三河広域連合は、構成8市町村が一致団結することから始めなければなりません。その意味で、既に中心都市の豊橋市議会が去る11日の本会議で同議案、この議案を可決し、設置を決めたのははじめ、豊川、蒲郡、田原の3議会も既に委員会で可決し、設置を決めたところであります。新城市は、かつて広域連携に失敗した経験があります。豊川用水の建設に関連した広域水道、県営水道に反対してメンバーから外れた苦い経験があります。その結果、現在、半分の水道水を一旦豊橋市市内まで流れていった豊川の水をわざわざポンプアップして新城市内まで運んでいる実情です。こんな愚かな歴史を二度と繰り返してはなりません。目的の損得、目先の損得勘定で判断する愚かさは厳に戒め

るべきです。消滅可能性都市という難題にチャレンジしていくには、現時点で考えられる最善の策が広域連合であると確信いたします。今回の衆議院選挙で大勝した政府自民党、安倍政権の地方創生、この地方創生を実現する方法こそ、東三河がこれまでに経験したことのない広域連携をパワーアップした広域連合にはほかなりません。新城、奥三河、東三河を持続可能な社会構造にして、次世代、次々世代、次の世代に引き渡していくには、東三河広域連合、この道しかありません。

以上、議案第210号、東三河広域連合の設置に関する賛成討論といたします。

以上です。

○菊地勝昭委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 今の発言に対して取り消しを求めたいと思います。

〇〇〇〇〇、白井委員というのは、これは僕のプライバシーの問題であって、公の場でそれを反対討論の中に使うというのは非常に心外です。〇〇〇〇であろうと〇〇〇〇〇であろうと、それはそれで個人のプライバシーにもなりますので、その部分の発言の削除を求めたいと思います。

○菊地勝昭委員長 今、私も聞いていまして論点がちょっとずれて、イデオロギーに関するようなほうへずれた部分があると思いますので、そのことはあと発言者と議論いたしまして削除するようにしたいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 私も別に〇〇〇が反対しているから反対というふうな思いで質疑したわけではないですし、そこでこの新城をどうやって人口をふやすのかとか、どうやって人口減少をとめるのかというふうな思いで私は分析して、これまで勉強して質疑してぶつけてきましたので、そこで〇〇〇がどうのというふうな分析をそこで入れるのは僕は心外ですので、やはりその部分は削除を求めたいと

思います、取り消しを。

○菊地勝昭委員長 わかりました。委員長報告からはちゃんと削除して報告するつもりですので、皆さん、ほかの委員さんも何か御意見があればですが、なければそうさせていただきますと思いますので。

長田委員。

○長田共永委員 事務局がそれでいいか、採決の場なので、その見解をちょっと確認していただいて採決にお願いいただければと思います。

○菊地勝昭委員長 確認いたします。

それでは事務局、説明をお願いします。

○議会事務局 この場で諮っていただければ。

○菊地勝昭委員長 済みません、ここで暫時休憩させていただきます。

休憩 午後2時47分

再開 午後3時5分

○菊地勝昭委員長 それでは、休憩を解いて会議を開きます。

ただいま山崎委員の討論の中で、〇〇〇〇の白井委員と、〇〇〇〇〇の浅尾委員の個人に関する不適切な発言があり、白井委員と浅尾委員からの申し出により、これを削除することにしたいと思います。

これに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菊地勝昭委員長 異議なしと認めます。

よって、ただいまの発言を会議録から削除することに決定しました。

ほかに討論ありませんか。

柴田委員。

○柴田賢治郎委員 私は210号議案に対し、賛成の立場から討論したいと思います。

まずこの210号議案は、住民サービスの低下を起こすことなく、末永く安定した供給ができるようにするための議題であって、地方自治をどうこうするという話はないという論

点から、討論の中では多く地方自治の手法としてのことを言われておりましたが、そうではなく、私たちはいかに今届けられている住民サービスを低下させることなく、今後も安定して提供できることかを問うべきであると思います。それと同時に、その差異のことを確認すべきであったのですが、私としてはその差異も人口減少などという、今後起き得るコンディションの悪化の中でも、この8市町村の中では同等のコンディションが住民に提供できるということでは住民サービスの低下がないという判断の中で、210号議案は賛成されるべき議案だと思います。

以上です。

○菊地勝昭委員長 ほかに討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第210号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菊地勝昭委員長 起立多数と認めます。

よって、第210号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菊地勝昭委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これもちまして、総合政策特別委員会を閉会します。

閉会 午後3時09分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを
証するために署名する。

総合政策特別委員会委員長 菊地勝昭